

赤い羽根共同募金運動の信頼回復に向けた 再発防止策について

1 はじめに

令和8年4月に発覚した本会における不祥事は、本会元事務局長（以下、当該職員）が長期にわたり不適切な会計処理を行っていたものです。これに伴い多額の使途不明金が発生したことにより資金不足となり、例年4月に交付している共同募金助成金の交付に遅延が生じております。

これは、共同募金運動だけではなく民間の社会福祉活動の根幹を揺るがす重大な事態であり、共同募金運動にご協力いただいている寄付者をはじめすべての関係者の皆様の信頼を失墜させるものであります。法人としてこの度の不祥事を未然に防止することができず、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

本書は、すべての関係者の皆様からの信頼回復のため、本会職員がこの度の不祥事の発生原因や現状の課題についての共通認識を持ち、今後、このような不祥事を繰り返さないために、ガバナンス意識の改善や組織体制の強化に向けての取組内容を定めるものです。

なお、共同募金の活動自体は北海道内の社会福祉活動に欠かすことのできないものと考えており、今後の北海道内における募金活動の実施にあたり、地域住民の皆様にご理解とご協力をいただくため、再発防止策を徹底し信頼回復に全力を尽くすとともに、法人運営およびその活動の透明性を高め、地域共生社会への貢献を目指してまいります。

2 発生原因に関する認識

今回の事案が発生した原因は、組織内におけるガバナンスが機能しておらず、不正が看過されやすい環境が形成されていたことによるものと認識しており、現段階での発生原因としては下記のとおりと捉えております。

- ◆ 法人としてのガバナンス意識の著しい欠如
- ◆ 会計業務における牽制・監督機能の形骸化

3 第三者委員会による検証

現在、第三者委員会の設置に向けて準備を進めており、第三者委員会には、使途不明金の発生原因、元事務局長の行為による損害額とその方法、役員に関する責任の有無、再発防止策などについて調査、回答を依頼いたします。

第三者委員会の報告を受け、更なる再発防止策の策定および役員への責任追及などを検討してまいります。

4 損害回復への取組

損害回復へ向けて、以下の方法を講じてまいります。

- (1) 当該職員に対する損害賠償請求（民事上の請求および刑事告訴の検討を含む）
- (2) 当該職員に支給予定であった退職金相当額の損害額への組み入れ
- (3) 第三者委員会により責任有と認められた役員等に対する、社会福祉法第 45 条の 20（役員等の損害賠償責任）を前提とした賠償責任追及（保険からの保険金による回収を含む）

5 再発防止策

(1) ガバナンス改革

a. 体制の見直し

- ・会長、副会長、監事は既に辞任の意向を示しており、後任が決まったのち、適正な手続きを経て退任します。
- ・現常務理事は、8 月 31 日をもって退任し、新常務理事が 9 月 1 日から着任します。9 月 1 日以降、新常務理事が道共募の日常事務を統括していきます。

b. ガバナンス意識の醸成

- ・理事、監事、理事会、評議員会の機能について再確認のうえ現状を点検し、それぞれの牽制・監督機能が十分に発揮されるよう必要な対策を講じます。
- ・職員に対してコンプライアンスに関する勉強会を定期的 to 実施し、法令等遵守及び社会的責任の浸透を図ります。

- ・ 職員の事務分掌を明確化し、相互牽制機能を強化するとともに、責任を明確にします。
- ・ 各種規程等について勉強会を実施し、すべての事務を規程等との整合性を意識しながら実施できる体制を作ります。

(2) 会計業務の適正化

a. 牽制機能の強化

- ・ 会計責任者および出納職員を見直し、新たな職員を任命しました。

なお、会計責任者および出納職員の任命は経理規程に基づき、会長が行いました。

- ・ 会計責任者と出納職員の事務分掌を明確にし、相互牽制機能を強化するとともに、責任を明確にします。
- ・ 法人印、文書印、銀行印等の各種公印については、公印規程に基づき適正に管理します。公印使用簿を整備し、本会登記印の管理を徹底します。金融機関との取引に使用する印鑑については、経理規程に基づき常務理事を保管責任者とします。
- ・ 出納職員は、経理規程に基づき、現金及び預貯金について、毎月月末にその残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告します。報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認、その結果を記録します。
- ・ 会計責任者は、残高照合を行い適切に処理されていることを確認した後、経理規程に基づき、毎月末日における月次試算表を作成し、翌月に会長へ報告します。
- ・ 契約締結の際には、必ず伺書を作成し、決定までの過程を明確にし、適切に保管します。契約は、会長または会長に委任を受けた契約担当者の決裁を受けて締結します。

b. 監督機能の強化

- ・ 監事監査において、総勘定元帳、会計伝票、通帳等の証憑確認の実施を徹底します。

(3) その他の取組

- ・ 今後設置する第三者委員会による調査結果を速やかに公表いたします。
- ・ 第三者委員会の報告にある再発防止策について、どのように取組を進めるかを速やかに公表します。
- ・ 再発防止策の実施状況について、定期的に公表します。

6 結び

北海道共同募金会は、以上の再発防止策に真摯に取り組み、透明性、公正性及び説明責任を徹底し、赤い羽根共同募金運動への信頼回復に全力で取り組みます。

以上

北海道共同募金会

会長 瀬尾 英生